

IR 活動基本方針

2018年3月27日制定

(基本姿勢)

第1条 岡谷電機産業株式会社は、「コーポレートガバナンス基本方針」に掲げる原則に基づき、株主・投資家の皆様との会話を通じ、様々な企業情報を、適時性・公平性・正確性・継続性に配慮し発信いたします。これにより、株主・投資家の皆様の信頼にこたえることを目指します。

(情報開示の基準)

第2条 金融商品取引法をはじめとする諸法令ならびに東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則」（以下、「開示規則」）を遵守し、これらに基づく情報開示を実践します。

(情報開示の方法)

第3条 金融商品取引法に定める開示書類は、金融庁が提供する EDINET を通じて開示するとともに、有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書及び臨時報告書については当社 WEB サイトにも掲載します。

事業報告及び計算書類等を含む株主総会関連書類は、郵送により開示するとともに、当社 WEB サイトに掲載します。

開示規則に定める開示書類は、東京証券取引所が提供する TDnet を通じて開示するとともに、当社 WEB サイトにも掲載します。

(沈黙期間)

第4条 決算情報の漏洩を防ぐため、四半期ごとの発表日以前の30日間を「沈黙期間」と定めます。この期間内は、当該決算に関わる質問・取材については対応をいたしません。

(第三者が発信する当社関連情報への対応)

第5条 第三者が発信する当社の評価・業績予想等を含む各種情報について、当社はコメントや指示をする立場にありません。ただし、その各種情報に明らかな誤りが含まれており、資本市場への影響が大きいと判断される場合は、その限りではありません。

(免責事項)

第6条 開示情報のうち、業績見通し等の将来に関する記載は、その時点で入手可能な情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づき判断した予想であり、潜在的なリスクや不確実性が含まれています。実際の業績等が様々な要因により異なる可能性があります。

以上